



日本学生支援機構 奨学生の募集について

来年度(令和9年度)、日本国内の大学・短期大学・専修学校(専門課程)、及び海外大学等に進学希望の生徒が対象の奨学金予約募集です。
 奨学金は、大学等に進学後でも申請は可能ですが、高校在学中に予約採用となっておくと、進学後早期に奨学金の貸与等が受けられます。

申請希望のある場合は、5/22(金)17:00までに事務室へご連絡ください。

【貸与奨学金】

独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学生 第一種 奨学生(無利子)		独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学生 第二種 奨学生(有利子)	
申込資格	奨学金額(月額)等	申込資格	奨学金額(月額)等
・令和9年4月から日本国内の大学・短期大学・専修学校(専門課程)等への進学を希望する人。 ・生計維持者の収入金額が機構の定める収入基準を下回っていること。 ・次の1)・2)のいずれかに該当する人。 1)第4学年から申込時点までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。 2)次の(i)・(ii)の両方に該当すること。 (i)生計維持者(原則父母)の令和8年度貸与額算定基準額が0円である。 (ii)将来、社会で自立し、及び活躍する目標を持って、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること。	国公立(大・短・専)・自宅 45,000円 国公立(大・短・専)・自宅外 51,000円 私立(大)・自宅 54,000円 私立(大)・自宅外 64,000円 私立(短・専)・自宅 53,000円 私立(短・専)・自宅外 60,000円 ※他に進学先・通学形態にかかわらず月額20,000円・30,000円等の選択肢があります。(詳細は貸与奨学金案内でご確認ください。い。い)	・令和9年4月から日本国内の大学・短期大学・専修学校(専門課程)、及び海外大学等への進学を希望する人。 ・生計維持者の収入金額が機構の定める収入基準を下回っていること。 ・次の1)~3)のいずれかに該当する人。 1)第4学年から申込み時点までの全履修科目の学習成績が、その人の属する学年の平均水準以上の人。 2)特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる人。 3)大学等における学修に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがあると認められる人。	20,000~120,000円(10,000円単位)の中から選択

【給付奨学金】

独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学生 給付型 奨学生	
申込資格	奨学金額(月額)等
・令和9年4月から日本国内の大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)等、国等から給付型奨学金の対象校となることの確認を受けた学校への進学を希望する人。 ・ 家計基準が次の1)~2)の両方を満たす人 1)収入基準 申込者(生徒)・生計維持者(原則父母)の所得等に基づく「支給額算定基準額」が基準未満 詳しくは、「給付・貸与奨学金早わかりガイド 予約採用」及び「給付奨学金案内」をご確認ください。 2)資産基準 申込者(生徒)・生計維持者(原則父母)の資産合計が5,000万円未満 ・ 学力・資力が次の1)~2)のいずれかに該当する人。 1)第4学年から申込時点までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。 2)将来、社会で自立し、及び活躍する目標を持って、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること。 ※申請者の世帯状況によって支援内容が変わります。(詳細は給付奨学金案内でご確認ください。い。い)	国公立(大・短・専)・自宅 29,200円【第Ⅰ区分】 19,500円【第Ⅱ区分】 9,800円【第Ⅲ区分】 7,300円【第Ⅳ区分】 私立(大・短・専)・自宅 38,300円【第Ⅰ区分】 25,600円【第Ⅱ区分】 12,800円【第Ⅲ区分】 9,600円【第Ⅳ区分】 国公立(大・短・専)・自宅外 66,700円【第Ⅰ区分】 44,500円【第Ⅱ区分】 22,300円【第Ⅲ区分】 16,700円【第Ⅳ区分】 私立(大・短・専)・自宅外 75,800円【第Ⅰ区分】 50,600円【第Ⅱ区分】 25,300円【第Ⅲ区分】 19,000円【第Ⅳ区分】 世帯の所得金額に基づく区分に応じて、進学先・通学形態による給付額が定まります。(詳細は給付奨学金案内でご確認ください。い。い)

令和9年3月に卒業予定の6年生及び中央中等教育学校を卒業後2年以内の人等が対象です。

貸与又は給付期間は、標準修業年限となります。

学校出願期間は令和8年6月1日(月)~12日(金)、候補者決定時期は9月中旬以降順次公開となります。なお、予約採用の申し込みは今回限りとなります。

◎多子世帯支援について

生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上であり、かつ申込者が生計維持者に扶養されている世帯が対象。

授業料・入学金は所得制限なく下記の金額を上限に支援が受けられ、給付奨学金は所得に応じた支援区分(第Ⅰ区分~第Ⅳ区分)の金額が支給されます。なお、所得制限により給付奨学金の申し込みができない場合については、貸与奨学金の申し込みをする必要があります。詳しくは、「給付・貸与奨学金早わかりガイド 予約採用」及び「給付奨学金案内」をご確認ください。

国公立大学	国公立短期大学	国公立高等専門学校	国公立専門学校
授業料 54万	授業料 39万	授業料 23万	授業料 17万
入学金 28万	入学金 17万	入学金 8万	入学金 7万
私立大学	私立短期大学	私立高等専門学校	私立専門学校
授業料 70万	授業料 62万	授業料 70万	授業料 59万
入学金 26万	入学金 25万	入学金 13万	入学金 16万

※ 貸与奨学金は、進学先の学校を卒業した後に返還する義務があります。返還時の負担を考慮したうえで検討してください。

※ 第一種奨学金及び給付型奨学金申込み時点で、評定平均が3.5以上ない場合は面談の実施またはレポートの提出等が必要となります。

また給付型奨学金は、進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の交付が打ち切られる場合があります。

さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要となることがあります。

※ 第二種奨学金の候補者となった方は、海外大学に進学した場合に奨学金を使用することができます。詳細は貸与奨学金案内でご確認ください。

※ 奨学金の内容等不明な点等ございましたら、お尋ねください。